

消費税法の改正に伴うガス料金等改定のお知らせ

日頃より、小松ガスをご贖いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、当社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金等^{*}を改定いたします。

なお、今回の変更内容をご承諾いただける場合は特段のお手続きは不要です。

※ガス料金等の税抜き価格は変更ございません。

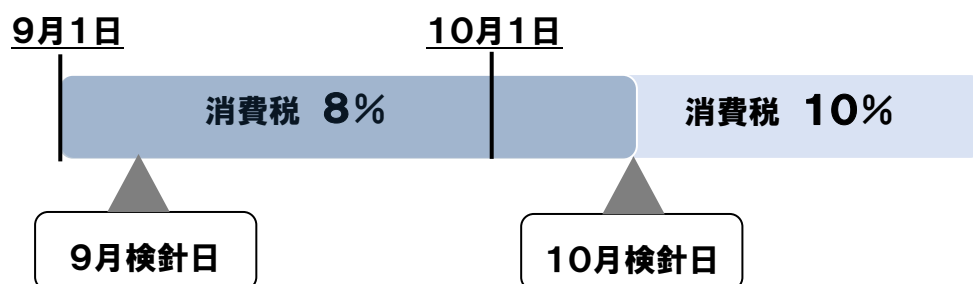
「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、当社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して一般ガス供給約款、選択約款の契約等をご契約のお客さまのガス料金には、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

経過措置とは

2019年9月30日以前から継続してご使用いただいているお客さま



変更の内容

ガス料金等を定める約款の変更内容は以下の通りです。

1. [一般ガス小売供給約款](#)
 2. 選択約款
 - ・ [家庭用暖房契約](#) ・ [家庭用給湯・暖房契約](#) ・ [家庭用コージェネレーションシステム契約](#)
 - ・ [業務用高負荷契約](#) ・ [時間帯別 B 契約](#) ・ [小型空調契約](#) ・ [空調夏期契約](#) ・ [空調用 A 契約](#)
 3. [最終保障供給約款](#)
 4. [工事約款](#)
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記までご連絡ください。

小松ガス株式会社 （小売登録番号 F0005）

電話：0761-22-0515 FAX：0761-24-5157

受付時間：午前8時30分～午後5時 （土・日・祝日を除く）